

千葉市公告第241号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年4月1日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

新型コロナウイルス感染症患者等搬送業務委託

(2) 契約概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行場所

千葉市美浜区幸町1-3-9 千葉市総合保健医療センター

千葉市保健福祉局医療衛生部保健所感染症対策課

(4) 契約期間

令和3年5月1日から令和3年9月30日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2・3年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 官公庁の発注した新型コロナウイルス感染症に係る患者搬送業務の運転員の元請として1か月以上継続して履行した実績を有すること。

- (4) 運転員として、救急救命士の資格を有する者を2名以上配置できること。
- (5) 本市の患者搬送用の車両が不足したときに、患者搬送用の車両を1台以上用意できること。

3 契約事務担当課

〒261-8755

千葉県美浜区幸町1-3-9 千葉県総合保健医療センター5階

千葉県保健福祉局医療衛生部保健所感染症対策課（新型コロナウイルス対策室）

電話 043-307-6607

4 入札参加資格確認申請書類の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

千葉県ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>)にある当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等

公告の日から令和3年4月7日（水）までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送による場合は、令和3年4月6日（火）の午後5時までに書留郵便にて必着とする。

5 入札説明書等の交付

前記4（1）同様、千葉県「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>)にある当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和3年4月15日（木）午前10時（郵送による場合は、日曜日、土曜日及び祝日を除く前日午後5時までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札及び開札の場所

千葉県美浜区幸町1-3-9

千葉県総合保健医療センター4階 会議室

(3) 入札方法

単価契約とする。

ただし、入札書には入札説明書別紙「新型コロナウイルス感染症患者等搬送業務委託 内訳書」の「合計」欄の額を記入すること。

(4) 入札保証金

要（ただし、千葉県契約規則（昭和40年千葉県規則第3号）第8条に該当する場

合は、免除とする。)

(5) 最低制限価格

有

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり

7 その他

(1) 契約保証金

要 (ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 詳細は入札説明書による。